

## 米子市お試し住宅事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県外から本市への移住を検討している者（以下「移住検討者」という。）が本市の風土及び本市での日常生活を体感するために居住する住宅（以下「お試し住宅」という。）の整備及びその使用に関し必要な事項を定めることにより、本市への移住の推進を図り、もって本市への人口の流入を促すことを目的とする。

### (お試し住宅)

第2条 お試し住宅は、移住検討者に対し、本市の風土及び本市での日常生活を体感するために居住する住宅として、一時的に使用させるものとする。

2 お試し住宅の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

### (使用の申込み)

第3条 お試し住宅を使用しようとする移住検討者は、市長に対し、米子市お試し住宅使用申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を提出しなければならない。

### (使用の承諾)

第4条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、お試し住宅の使用を承諾したときは、当該申込書を提出した移住検討者に対し、米子市お試し住宅使用承諾書（別記様式第2号。以下「承諾書」という。）を交付するものとする。

### (契約の締結)

第5条 承諾書の交付を受けた移住検討者（以下「使用者」という。）は、お試し住宅の使用に当たっては、市との間に、別に定める契約書により、当該お試し住宅の賃貸借に係る契約を締結するものとする。

### (使用期間)

第6条 お試し住宅を使用することができる期間（以下「使用期間」という。）は、3日以上90日以内とする。

### (賃貸借料等)

第7条 お試し住宅の賃貸借料は、別表第2のとおりとする。

2 お試し住宅の使用に伴う光熱水費、浄化槽の管理に要する費用（以下「浄化槽管理費」という。）、受信料（日本放送協会に対して支払う受信料をいう。次項において同じ。）、飲食費並びに消耗品（日常生活に係るものに限る。）、寝具及びお試し住宅に備付けの器

具以外の器具に要する費用は、使用者の負担とする。

- 3 第1項の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）には、電気、ガス、水道及び下水道の使用料の基本料金に相当する部分並びに受信料（地上契約に係るものに限る。）を含むものとする。
- 4 使用者は、賃貸借料を前納しなければならない。
- 5 既に納付された賃貸借料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由によりお試し住宅を使用することができなくなったときその他市長が特別の理由があると認めるときは、既に納付された賃貸借料の全部又は一部を還付することができる。
- 6 使用者は、電気、ガス、水道及び下水道の使用料（第3項に規定する基本料金に相当する部分を除く。）並びに浄化槽管理費（以下「使用料等」という。）を、市長が定める方法により、市に納付しなければならない。
- 7 使用料等は、別表第3のとおりとする。

（遵守事項）

第8条 使用者は、お試し住宅の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第2条第1項に規定する目的以外の目的に使用しないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。
- (3) 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第2条に規定する薬物（以下この号において「危険ドラッグ等」という。）を製造し、栽培し、販売し若しくは販売する目的で保管し若しくは陳列する場所として利用し、又は危険ドラッグ等を多数の者が集まって使用することを知りながらそのための場所として提供しないこと。
- (4) 第三者に対し、お試し住宅若しくはその敷地を転貸し、若しくは使用させ、又は第5条の規定により締結した契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づく権利を譲渡しないこと。
- (5) 留守時又は就寝時には、必ず施錠すること。
- (6) お試し住宅（備付けの設備及び器具を含む。第13条において同じ。）を適切に取り扱うこと。
- (7) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。
- (8) 清掃、除草及び除雪を適宜行うこと。
- (9) ごみを適切に処理すること。
- (10) お試し住宅に新たに設備を設置しようとするときは、あらかじめ、市長の承諾を得ること。

- (1) お試し住宅の増築若しくは改築又は模様替をしないこと。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

(行為の禁止)

第9条 使用者は、お試し住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の募集その他これに類する行為
- (2) 事業又は営業
- (3) 興行、展示会その他これらに類する催し
- (4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布
- (5) 政治活動又は宗教活動
- (6) 動物の飼育
- (7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 建物の建築又は工作物の設置
- (9) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の使用にふさわしくない行為

(契約の解除)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者との間に締結した賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 賃貸借料又は使用料等をその納付期限までに納付しないとき。
- (2) 第13条に規定する損害を賠償しないとき。
- (3) 前2条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本契約に定める義務を完全に履行しないとき、又は本契約に違反したとき。

- 2 市長は、第5条の規定により使用者と市との間で締結したお試し住宅の賃貸借に係る契約の締結の日から当該契約に係る賃貸借期間の初日の前日までの期間内において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等の感染の拡大の防止のために国において都道府県をまたいで人が移動することは極力避けるよう住民に促す等の対処方針が示された場合等、当該賃貸借期間の初日から当該お試し住宅の使用の開始をすべきでないとする場合は、当該使用者との間に締結した賃貸借契約を解除することができる。

(明渡し)

第11条 使用者は、使用期間が満了したとき、又は賃貸借契約が解除されたときは、直ちに、お試し住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅を原状に回復しなければならない。

- 2 使用者は、前項後段の規定に基づき行う原状回復の内容及び方法について、市長の指

示に従わなければならない。

- 3 市長は、使用者が第1項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、使用者の負担において、これを行うことができる。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることはできない。

(立入り)

第12条 市長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、その職員をして当該お試し住宅及びその敷地に立ち入らせることができるものとする。

- 2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、お試し住宅を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第14条 お試し住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅及びその敷地内で発生した事故に対しては、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(規定外事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、お試し住宅の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市のお試し住宅事業実施要綱（以下「改正後要綱」という。）別表第2の規定は、この要綱の施行の日以後に使用のお試し住宅（改正後要綱第1条に規定するお試し住宅をいう。）に係る賃貸借料について適用し、改正後要綱別表第3の規定は、同日以後に使用する電気、ガス、水道及び下水道の使用料（改正後要綱第7条第3項に規定する基本料金に相当する部分を除く。）並びに浄化槽管理費について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月13日から施行し、この要綱による改正後の米子市お試し住宅事業実施要綱（以下「改正後要綱」という。）別表第3の規定は、同日以降に使用するガス、水道及び下水道の使用料（改正後要綱第7条第3項に規定する基本料金に相当する部分を除く。）並びに浄化槽管理費について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
淀江住宅	米子市淀江町淀江
大篠津住宅	米子市大篠津町
駅前住宅	米子市明治町

別表第2（第7条関係）

使用期間の区分	賃貸借料
初日から3日目まで	9,000円
4日目から7日目まで	1日当たり2,500円
8日目から90日目まで	1日当たり1,200円

備考 使用期間が1か月未満である場合における賃貸借料の額は、この表の規定により算出した賃貸借料の額に、100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。

別表第3（第7条関係）

区 分	単 位	使用料等
電気使用料	1キロワット時	23円
水道使用料及び下水道使用料 （大篠津住宅にあっては、水道使用料及び浄化槽管理費）	0.1立方メートル	8円
ガス使用料 （0.1立方メートル毎）	0.1立方メートルを超え 5.0立方メートルまでの分	78円
	5.0立方メートルを超え10.0立方メートルまでの分	70円
	10.0立方メートルを超え20.0立方メートルまでの分	47円
	20.0立方メートルを超える分	39円

備考 使用料等には、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものとする。